

議案第10号

教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令について

教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

平成23年3月9日

沖縄県教育委員会

教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令

教育庁文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（昭和56年内閣告示第1号）」を「（平成22年内閣告示第2号）」に改める。

第7条第2項中「第13条、第13条の2及び第31条の機関」を「第13条の教育事務所及び第31条の教育機関」に改める。

第14条第1項の表を次のように改める。

区分	分	職名
1 教育委員会規則、告示、公告、訓令及び通達 2 指令書、裁決書、決定書、議案書、契約書、その他これらに類する文書 3 国の行政機関（府、省、委員会及び庁）の長、次官、その他これらに準ずる者に発する文書 4 都道府県の知事、教育委員会又は教育委員会教育長に発する文書 5 市町村の長及び教育委員会教育長に発する文書で重要なもの 6 その他1から5までに準ずる文書		教育委員会が発するものにあっては、沖縄県教育委員会又は沖縄県教育委員会委員長 教育長が発するものにあっては、沖縄県教育委員会教育長 ただし、法令の規定により権限が他の者に存するときは、その定めるところによる。
7 教育委員会規則等の解釈、運用、方針等に関する文書 8 国の行政機関の局長、部長、課長、その他これらに準ずる者に発する文書 9 都道府県の局長又は部長に発する文書 10 市町村の長及び教育委員会教育長に発する文書 11 その他7から10までに準ずる文書		沖縄県教育委員会教育長又は沖縄県教育庁〇〇統括監。ただし、当該文書が県関係機関に発するものであるときは、沖縄県を省略するものとする。
12 都道府県の課長に発する文書 13 国の行政機関の課長その他これに準ずる者に発する文書で軽易なもの 14 その他軽易な文書		沖縄県教育庁〇〇課長。ただし、当該文書が県関係機関に発するものであるときは、沖縄県を省略するものとする。
15 照会文書等に基づき発する文書		当該照会等の発信者に相当する職名

第39条第3項中「文化課」を「文化財課」に改める。

第52条第1項中「添えて」の次に「沖縄県教育委員会公印規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第2号）第10条に規定する公印管理主任又は」を加える。

別表中

「	文 全 国 高 校 化 総 体 推 進 課	教 文 教 総 体	を
「	文 化 財 課	教 文	に改め、
「	実習船運営事務所 総合教育センター 図書 博物館・美術館 埋蔵文化財センター	運セ書 実教図 博埋文	を

石川 青少年の家

石川 青玉城青

総合教育センター  
図書館  
埋蔵文化財センター

教セ書文  
図書文  
埋文

に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

## 訓令案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

### 1 件名

教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令

### 2 改正の必要性

公用文における漢字使用の目安となる常用漢字表が29年ぶりに改正され、平成22年11月30日に内閣告示されたことに伴い、教育庁文書管理規程の一部を改正する必要がある。

組織改編に伴い文書管理規程の一部を改正する必要がある。

文書の施行名義に統括監の職名を加える必要があるため、教育庁文書管理規程の一部を改正する必要がある。

沖縄県教育委員会公印規程第9条に規定する内容とそろえる必要があるため、教育庁文書管理規程の一部を改正する必要がある。

### 3 改正の概要

- (1) 常用漢字表「(昭和56年内閣告示第1号)」を「(平成22年内閣告示第2号)」に改める。(教育庁文書管理規程第3条第1項)
- (2) 「組織規則第13条、第13条の2及び第31条の機関」を「組織規則第13条の教育事務所及び第31条の教育機関」に改める。(教育庁文書管理規程第7条第2項)
- (3) 文書の施行名義に統括監の職名を加える。(教育庁文書管理規程第14条第1項)
- (4) 「文化課」を「文化財課」に改める。(教育庁文書管理規程第39条第3項)
- (5) 沖縄県教育委員会公印規程第9条に規定する内容と一部相違があるため、同規程に合わせ「添えて」の次に「沖縄県教育委員会公印規程(昭和47年沖縄県教育委員会訓令第2号)第12条に規定する公印管理主任又は」を加える。(教育庁文書管理規程第52条第1項)
- (6) この訓令は、平成23年4月1日から施行する。(附則)

### 4 根拠法令

- ・常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)
- ・沖縄県文書管理規程

### 5 添付資料

新旧対照表

		教育文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）新旧対照表																													
改	正	案	現																												
(文書記述の原則)			(文書記述の原則)																												
第3条 文書を作成するときは、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）等により、平易、簡明かつ正確に表現するよう努めなければならない。		第3条 文書を作成するときは、常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）等により、平易、簡明かつ正確に表現するよう努めなければならない。																													
(文書主管課、文書主管課長)		(文書主管課、文書主管課長)																													
第7条 (略)		第7条 (略)																													
2 文書主管課長は、本庁の各課（以下「各課」という。）及び出先機関（組織規則第13条の教育事務所及び第31条の教育機関をいう。以下同じ。）における文書事務が適正かつ円滑に執行されるよう常にその指導と改善に努めなければならない。	2 文書主管課長は、本庁の各課（以下「各課」という。）及び出先機関（組織規則第13条の2及び第31条の機関をいう。以下同じ。）における文書事務が適正かつ円滑に執行されるよう常にその指導と改善に努めなければならない。	2 文書主管課長は、本庁の各課（以下「各課」という。）及び出先機関（組織規則第13条、第13条の2及び第31条の機関をいう。以下同じ。）における文書事務が適正かつ円滑に執行されるよう常にその指導と改善に努めなければならない。	2 文書主管課長は、本庁の各課（以下「各課」という。）及び出先機関（組織規則第13条、第13条の2及び第31条の機関をいう。以下同じ。）における文書事務が適正かつ円滑に執行されるよう常にその指導と改善に努めなければならない。																												
(文書の施行名義)		(文書の施行名義)																													
第14条 文書の施行名義は、おおむね次の表の左欄に掲げる文書の区分に応じ、当該右欄に掲げる職名を表示するものとする。	第14条 文書の施行名義は、おおむね次の表の左欄に掲げる文書の区分に応じ、当該右欄に掲げる職名を表示するものとする。	第14条 文書の施行名義は、おおむね次の表の左欄に掲げる文書の区分に応じ、当該右欄に掲げる職名を表示するものとする。	第14条 文書の施行名義は、おおむね次の表の左欄に掲げる文書の区分に応じ、当該右欄に掲げる職名を表示するものとする。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>区分</th> <th>区分</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 教育委員会規則、告示、公示、訓令及び通達</td> <td>2 指令書、裁決書、決定書、議案書、契約書、その他これらに類する文書</td> <td>3 国の行政機関（府、省、委員会及び庁）の長、次官、局長、課長、その他これらに進ずる者に署する文書</td> <td>4 都道府県知事、局長、部長、都道府県教育委員会又は教育委員会規則等の解釈、運用方針等に関する文書</td> </tr> <tr> <td>5 市町村長及び教育長に発する文書</td> <td>6 教育委員会規則等の解釈、運用方針等に関する文書</td> <td>7 その他1から6までに進ずる文書</td> <td>外州県教育委員会教育長又は沖縄県教育府〇〇統括課。</td> </tr> <tr> <td>6 その他なもの</td> <td>6 その他もの</td> <td>7 その他定めるところによる。</td> <td>ただし、法令の規定により権限が他の者に存するところによる。</td> </tr> <tr> <td>6 その他1から5までに進ずる文書</td> <td>6 その他もの</td> <td>7 その他定めるところによる。</td> <td>ただし、法令の規定により権限が他の者に存するところによる。</td> </tr> <tr> <td>7 教育委員会規則等の解釈、運用、方針等に関する文書</td> <td>7 教育委員会規則等の解釈、運用、方針等に関する文書</td> <td>7 その他定めるところによる。</td> <td>ただし、法令の規定により権限が他の者に存するところによる。</td> </tr> <tr> <td>8 国の行政機関の局長、部長、課長、その他これに相当する職名</td> <td>8 国の行政機関の局長、部長、課長、その他これに相当する職名</td> <td>8 国の行政機関の局長、部長、課長、その他これに相当する職名</td> <td>ただし、当該文書が県関係機</td> </tr> </tbody> </table>				区分	区分	区分	区分	1 教育委員会規則、告示、公示、訓令及び通達	2 指令書、裁決書、決定書、議案書、契約書、その他これらに類する文書	3 国の行政機関（府、省、委員会及び庁）の長、次官、局長、課長、その他これらに進ずる者に署する文書	4 都道府県知事、局長、部長、都道府県教育委員会又は教育委員会規則等の解釈、運用方針等に関する文書	5 市町村長及び教育長に発する文書	6 教育委員会規則等の解釈、運用方針等に関する文書	7 その他1から6までに進ずる文書	外州県教育委員会教育長又は沖縄県教育府〇〇統括課。	6 その他なもの	6 その他もの	7 その他定めるところによる。	ただし、法令の規定により権限が他の者に存するところによる。	6 その他1から5までに進ずる文書	6 その他もの	7 その他定めるところによる。	ただし、法令の規定により権限が他の者に存するところによる。	7 教育委員会規則等の解釈、運用、方針等に関する文書	7 教育委員会規則等の解釈、運用、方針等に関する文書	7 その他定めるところによる。	ただし、法令の規定により権限が他の者に存するところによる。	8 国の行政機関の局長、部長、課長、その他これに相当する職名	8 国の行政機関の局長、部長、課長、その他これに相当する職名	8 国の行政機関の局長、部長、課長、その他これに相当する職名	ただし、当該文書が県関係機
区分	区分	区分	区分																												
1 教育委員会規則、告示、公示、訓令及び通達	2 指令書、裁決書、決定書、議案書、契約書、その他これらに類する文書	3 国の行政機関（府、省、委員会及び庁）の長、次官、局長、課長、その他これらに進ずる者に署する文書	4 都道府県知事、局長、部長、都道府県教育委員会又は教育委員会規則等の解釈、運用方針等に関する文書																												
5 市町村長及び教育長に発する文書	6 教育委員会規則等の解釈、運用方針等に関する文書	7 その他1から6までに進ずる文書	外州県教育委員会教育長又は沖縄県教育府〇〇統括課。																												
6 その他なもの	6 その他もの	7 その他定めるところによる。	ただし、法令の規定により権限が他の者に存するところによる。																												
6 その他1から5までに進ずる文書	6 その他もの	7 その他定めるところによる。	ただし、法令の規定により権限が他の者に存するところによる。																												
7 教育委員会規則等の解釈、運用、方針等に関する文書	7 教育委員会規則等の解釈、運用、方針等に関する文書	7 その他定めるところによる。	ただし、法令の規定により権限が他の者に存するところによる。																												
8 国の行政機関の局長、部長、課長、その他これに相当する職名	8 国の行政機関の局長、部長、課長、その他これに相当する職名	8 国の行政機関の局長、部長、課長、その他これに相当する職名	ただし、当該文書が県関係機																												

9 都道府県の局長又は部長に発する文書	これらに準ずる者に発する文書
10 市町村長に発する文書	は、沖縄県を省略するものとする。
11 その他7から10までに準ずる文書	
12 都道府県の課長に発する文書	沖縄県教育庁○○課長。ただし、当該文書が県関係機関に発するものであるときは、沖縄県を省略するものとする。
13 国の行政機関の課長その他これに準ずる者に発する文書で軽易なもの	
14 その他軽易な文書	
15 照会文書等に基づき発する文書	当該照会等の発信者に相当する職名

(回議順序)

第39条 (略)

3 県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課及び文化財課における予算に関する事案の決裁は、当該課の予算担当班長に回議するものとする。

(公印及び契印)

第52条 施行する文書は、浄書及び校合した後、決裁原議を添えて公印取扱主任の審査を受け、自ら公印を押印するものとする。この場合朱肉を用いてその文書の最終文字の中央にかけて押印するものとする。

別表 (第13条関係)

文書記号

名称	記号
文化財課 国頭教育事務所	教文 國教
八重山教育事務所	八教

9 都道府県の課長に発する文書	都道府県の課長に発する文書
10 市町村長に発する文書	沖縄県教育庁課長その他これに準ずる者に発する文書で軽易なもの
11 その他7から10までに準ずる文書	10 その他軽易な文書
12 都道府県の課長に発する文書	11 照会文書等に基づき発する文書
13 国の行政機関の課長その他これに準ずる者に発する文書で軽易なもの	当該照会等の発信者に相当する職名
14 その他軽易な文書	

(回議順序)

第39条 (略)

3 県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課及び文化課における予算に関する事案の決裁は、当該課の予算担当班長に回議するものとする。

(公印及び契印)

第52条 施行する文書は、浄書及び校合した後、決裁原議を添えて公印取扱主任の審査を受け、自ら公印を押印するものとする。この場合朱肉を用いてその文書の最終文字の中央にかけて押印するものとする。

別表 (第13条関係)

文書記号

名称	記号
文化体教 教國	文體 國教
八重山教育事務所	八教

総合教育センター  
図書館  
埋蔵文化財センター  
宮古垣少年の家  
石垣少年の家

総合教育センター  
書籍・美術館  
博物館・美術館  
埋蔵文化財センター  
石川青少年の家  
玉城古垣少年の家  
宮石垣少年の家

七書文青青青  
教図博埋石玉宮石  
川城古垣